

事務事業名		生活困窮者支援事業		会計	一般会計	実施区分			
H28担当課等名		福祉課	H28係等名	生活福祉係	事業種別	政策	開始	26	終了
基本計画上の位置づけ		政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり					
		施策	36	生活困難者の自立及び支援					
目的	対象(誰・何を)	生活に課題を抱え支援を必要とする人			対象指標	指標名及び単位		27年度数値	
	意図(どういう状態にするか)	生活保護に至らず困窮状態から脱却できる				生活課題を抱え相談に来た人(新規)	233人		
	向上させたい上位施策の成果指標	生活困難に関する相談者のうち、相談によって状況が改善された割合							
目標	種別	指標名及び単位			27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)
	成果指標	支援プラン作成件数			240	152	150	150	
	成果指標	就労支援が必要な相談者のうち就労に結びついた人の割合(%)			45	44	50	50	
定性目標									
事業概要	<p>現に経済的に生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前に課題がより複雑化、深刻化しないように支援を行うことによって自立の促進を図る目的で、平成25年12月に生活困窮者自立支援法(以下「法」)が成立し、平成27年4月から施行された。生活困窮者自立支援制度は、第2のセーフティネットを手厚くするもので、生活保護制度とは両輪として機能するものである。法が定める事業のうち、必須事業が「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」であり、「自立相談支援事業」は、本制度の目的を実現するための中核的な事業である。また、地域の実情に合わせて包括的な支援を提供できるように、「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」や「家計相談支援事業」などの任意事業が創設された。飯田市では任意事業のうち平成27年度は、「一時生活支援事業」を実施。平成28年度は「家計相談支援事業」の実施を予定している。「自立相談支援事業」及び「家計相談支援事業」は飯田市社会福祉協議会(まいさば飯田)に委託。「住居確保給付金」及び「一時生活支援事業」は市直営で実施する。</p>								
事業内容					名称		活動指標		
27年度事業内容	1 生活困窮者自立相談支援事業				1 相談者数		1 233人		
	2 生活困窮者住居確保給付金の支給				2 住居確保給付金支給者		2 6人		
	3 一時生活支援事業				3 一時生活支援事業利用者		3 1人		
	4 住宅支援給付事業				4 住宅支援給付支給者		4 0人		
事業コスト		26年度決算額	27年度予算額	27年度決算額	28年度予算額	特定財源内訳、補足			
事業費計(千円)①		11,000	32,439	20,471	27,333	(国)自立相談支援事業(3/4) 13,875千円			
国庫支出金		10,999	19,607	15,805	19,128	(国)住居確保給付金(3/4) 670千円			
県支出金			6,083			(国)一時生活支援事業(2/3) 1,260千円			
起債									
その他									
一般財源		1	6,749	4,666	8,205				
人件費計(千円)②		7,867		7,867					
正規職員所要時間		2,200		2,200					
臨時職員所要時間									
総事業費①+②		18,867	32,439	28,338	27,333				
事業内容・目標達成状況の振り返り		<p>就労を切り口に自立相談支援事業に取り組み、支援件数としては、目標値を上回った。しかしながら、多くの相談者は多様な複合的な課題を抱えており、更なる相談支援員の質の向上、関係機関との連携が求められる。就労準備支援事業、学習支援事業等の任意事業については、需要を確かめながら、実施に向け研究を深めていく必要がある。</p>							
改革改善の考え方	①問題点	支援件数は伸びているものの、出口支援まで至らないケースが蓄積されてしまう傾向がある。社会資源の活用や不足する社会資源の開拓といった仕組みづくり、更には任意事業実施に向けた取り組みが必要である。							
	②改革提案	より一層の関係機関との連携体制を構築するとともに、ハローワークだけでなく、社会福祉法人や企業といった新たなルートを開拓する。また、任意事業の実施に向け、具体的な研究を行うことが急務である。							